官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四に規定する承認地域経済牽引事業用地整備に関する省令（経済産業八〇）　一
〔その他告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三〇六～三一二）　八
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三一三～三一五）　一四
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同三一六～三一八）　一五
○道路に関する件（東北地方整備局一一一、一一二）　一七
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　一七
裁判所
破産、免責関係　一九
特殊法人等
首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会裁決関係　四八
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　四九
会社その他
会社決算公告　五五

省令

○経済産業省令第八十号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十二条の二第一項、第十二条の三第一項、第十二条の四及び第十二条の六第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四に規定する承認地域経済牽引事業用地整備に関する省令を次のように定める。

令和八年十一月十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四に規定する承認地域経済牽引事業用地整備に関する省令

（地域経済牽引事業用地整備計画の承認の申請）

第一条　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第十二条の二第一項の規定により、地域経済牽引事業用地整備を行おうとする者が地域経済牽引事業用地整備計画の承認の申請をする場合には、様式第一による申請書を地域経済牽引事業用地整備を行おうとする重点促進区域を管轄する都道府県知事（当該地域経済牽引事業用地整備を行おうとする者に都道府県を含むときは、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長を経由して、経済産業大臣。次条第一項及び第四条第一項において同じ。）に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該地域経済牽引事業用地整備を行おうとする者が法人（地方公共団体を除く。）である場合には、当該法人の定款

二　当該地域経済牽引事業用地整備を行おうとする者の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（これらの書類がない場合には、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

3　法第十二条の二第一項の代表者は、一名とする。

（地域経済牽引事業用地整備計画の変更の承認の申請）

第二条　法第十二条の三第一項の規定により地域経済牽引事業用地整備計画の変更の承認を受けようとする承認地域経済牽引事業用地整備者は、様式第二による申請書を、その承認をした都道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款に変更があった場合には、その変更後の定款